

# 先秦・秦漢「陛下」攷

はじめに

- 一 空間と呼称を示す先秦「陛下」
  - 1 「陛」に基づく空間「陛下」
  - 2 秦王の尊称としての「陛下」
- 二 空間の意味を回避した秦漢「陛下」
- 三 「陛下」と称された「朝に臨む」皇太后  
おわりに

はじめに

二〇一一年、中国江西省南昌市新建区大塘坪郷観西村の近くで前漢の海昏侯劉賀の墓が発見された。この墓から多くの木簡・木牘が発掘された<sup>①</sup>。その木簡・木牘には「陛下」(図1)と「太后陛下」(図2)と書かれた奏書副本がある。

奏書の内容により、「陛下」は当時の呼称の一つであり、漢代には同時期に皇帝「陛下」と皇太后「陛下」が共存したことがある。

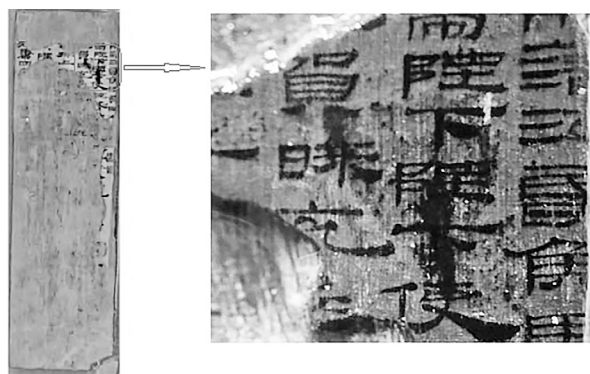


図1 皇帝への奏書副本(木牘)

出所：奏牘全体〈王意楽・徐長青共著「海昏侯劉賀墓出土的奏牘」(『南方文物』、2017年第1期)による。〉拡大部分〈江西省文物考古研究所・首都博物館共編『五色炫曜：南昌漢代海昏侯国考古成果』(江西人民出版社、2016年)192頁による。〉

奏牘の長さは23cm、幅は6.6cm、厚さは0.7cmである。〈王意楽・徐長青共著「海昏侯劉賀墓出土的奏牘」(『南方文物』、2017年第1期)を参照)

後世においても、「陛下」が二人共存した時期がある。例えば、『順

宗実録』巻五に、

聶

寧\*

永貞二年（八〇六年）正月丙戌（寅）朔、太上皇興慶宮に於いて朝賀を受く。皇帝……冊文に曰く、「……皇帝臣某、稽首再拝し冊を奉じて言す……伏して惟うに、太上皇帝陛下道は玄元を継ぎ、業は皇極を續ぐ……」

（永貞二年正月景戌（寅）朔、太上皇於興慶宮受朝賀。皇帝……冊文曰、「……皇帝臣某、稽首再拝奉冊言……伏惟太上皇帝陛下道繼玄元、業續皇極……」）<sup>②</sup>

とある。ここから太上皇と皇帝が同時に「陛下」と称されていたことがわかる。しかし、『大唐開元礼』には、皇太后を「陛下」と称しないことを記録している。

『大唐開元礼』「序例下・雜制」には、

百官太皇太后・皇太后・皇后に上疏するに殿下と称し、自ら称して皆な臣と曰く。百官及び東宮官、皇太子に対し、皆な殿下と曰い、百官は自ら名を称し、宮官は自ら臣と称す。

（百官上疏於太皇太后・皇太后・皇后称殿下、自称皆曰臣。百官及東宮官、对皇太子皆曰殿下、百官自称名、宮官自称臣）<sup>③</sup>

とある。ここから唐代では、百官は太皇太后・皇太后・皇后に対しては、皇太子に対すると同様、「陛下」ではなく、「殿下」と称していたことが分かる。この二条が漢代と異なる「陛下」の使用状況を

記録している。では、漢代の「陛下」はどのような意味を持つていたのであろうか。

後漢の蔡邕の説によれば、「陛下」という言葉は漢代に尊称としてよく使われた。蔡邕『独断』では「陛下」について、次のように説明している。

漢天子の正号は「皇帝」と曰い、自ら称して「朕」と曰う。臣民は之を「陛下」と称す。其の言は「制詔」と曰い、史官事を記して「上」と曰う。

（漢天子正号曰「皇帝」、自称曰「朕」、臣民称之曰「陛下」、其言曰「制詔」、史官記事曰「上」。）（『独断』卷上）

ここから「陛下」は臣民の皇帝に対する尊称であることがわかる。

また、

天子には必ず近臣の兵を執りて陛側に陳なり、以ちて不虞を戒むるあり。群臣は天子に言すに、敢えて天子を指斥せず、故に陛下に在る者を呼びて之に告ぐ。卑に因りて尊に達するの意なり。上書も亦た之の如し。

（天子必有近臣、執兵立於陛側、以戒不虞。群臣与天子言、不敢指斥、故呼在陛下者而告之、因卑達尊之意。上書亦如之。）（『独断』卷上）

という記録がある。ここから「陛下」が、「階下において天子の警護に当たる者をさし、臣下が奏聞や上表の際、それらの警護者を呼び、取り次いでもらったことから生じた名称であることが分かる」<sup>4</sup>。言い換えれば、「陛下に在る者（在陛下者）」を「陛下」と称して、「階」の上にいる「天子」を示した。すなわち、転じて敬称になった。

「階」は「階」<sup>5</sup>であり、「高く昇る階」<sup>6</sup>であり、「堂に昇る所」<sup>7</sup>であり、「天子階」<sup>8</sup>でもある。すなわち、「階」の本意は階段である。秦漢時代の朝廷は、政治空間であり、儀礼空間でもある。この空間では、空間の段差と人の位置により、身分を区別していた。国の中核である朝廷では、空間の段差と儀礼により、皇帝の身分を表現し、皇帝の権力を反映した。天子階としての「階」は「朝」空間にある重要な構造である。天子の呼称である「陛下」はその空間場所を示す「階」に基づいてつくられた。

「陛下」に関する研究は種々あるが、それらに特徴的なことは、「陛下」の歴史的な沿革を考察したのではなく、呼称としての意味を分析した点である。例えば、陳翠珠の『漢語人稱代詞考論』<sup>9</sup>では、「陛下」を尊称の一つとして論述しているが、「陛下」を主要な研究対象として総合的に分析していない。薛吉辰の「礼儀中的『下』字称谓」<sup>10</sup>では、「陛下」は統一秦から天子の専用の尊称となったことを指摘しているが、先秦時代の「陛下」の記録については言及し

ていない。杜沢遜の『賈子新書』『天子卑号皆称陛下』校釈<sup>11</sup>では、「陛下」という語彙の沿革について検討しておらず、「天子卑号皆称陛下」という文の構造・意味などは論述したが、天子の「正号」は「皇帝」であることには言及していない。これらの先行研究<sup>12</sup>から、「陛下」に関しては別の視角より考察すれば、「陛下」に関する究明は更に明らかになると考える。

また、「陛下に在る者（在陛下者）」の「陛下」は空間場所を示しているが、問題は漢代の実在的な「陛下」の使用状況である。すなわち、漢代では「陛下」という言葉は空間を示したか、あるいは呼称のみを示したのであろうか。

一方、空間を示す「階」に深く関わる「陛下」は何時頃から呼称として使い始められたのであろうか。

『史記』「秦始皇本紀」には「今、海内は陛下の神靈のおかげをこゝろむり、一つに統<sup>す</sup>べくくられ、皆郡県<sup>みな</sup>に為る（今海内頼陛下神靈、一統皆為郡県）」とある。「漢は秦法を承る（漢承秦法）」<sup>13</sup>ということから、「陛下」という言葉が皇帝を指すことは、秦の始皇帝からはじまったと断言できる。

ところで、「陛下」が秦代から呼称として用いられたのは確かであるか。

『史記』「秦始皇本紀」には秦の始皇帝が天下を統一した後、新しい制度を作った記録がある。

秦王は初めて天下を併せ……命は「制」と為し、令は「詔」と為し、天子自ら称して「朕」と曰う……上古の「帝」位号を採りて、号は「皇帝」と曰う。

（秦王初并天下……命為「制」、令為「詔」、天子自称曰「朕」……采上古「帝」位号、号曰「皇帝」。）

ここで注目されるのは、この記録には、「陛下」を新しく皇帝の尊称とする記録はないということである。

したがって、「陛下」については、先行研究が言及していない部分があり、検討の必要がある。例えば、先行研究では「陛下」に関してはほとんど秦代以降を考証し、先秦時代に秦王の呼称とした「陛下」は論じていない。では、統一秦の「陛下」は戦国秦より継承されたのであろうか。これは間違いなく歴史的な沿革に関わるが、先行研究はこの点を詳しく検討していない。また、「陛下」は空間概念から発展したのであろうか、どのような歴史的な変遷があったのであろうか、などの疑問はまだ残されている。

そのため、本稿は次の四点を解明し、「陛下」の歴史的な沿革を明らかにすることを目的とする。

- ① 「陛下」が人と空間を同時に表した時期はあるか。
- ② 「陛下」は何時頃から呼称として使い始められたか。統一秦であろうか。統一秦であるのなら、なぜ秦の始皇帝に関する記録には、「陛下」を新しく皇帝の呼称とするという

記載がないのか。

- ③ 秦漢時代に、皇帝のみが「陛下」と称されたのか。
- ④ なぜ「陛」という空間構造にかかわる「陛下」が皇帝（太后）と称されたか。

#### 一 空間と呼称を示す先秦「陛下」

##### 1 「陛」に基づく空間「陛下」

まず、先秦時代の記録から、「陛」とは何かを見ておこう。

陛・高さ二尺五、広さ長さおのおの三尺、遠さ広さおのおの六尺。

（陛高二尺五、広長各三尺、遠広各六尺。）（『墨子』<sup>14</sup>「備城門」）

城上に五十歩ごとに陛一道、高さ二尺五寸、長さ十歩。

（城上五十歩一道陛、高二尺五寸、長十歩。）（『墨子』「備城門」）

陛と石を為らず、懸ける陛を以て上下し出入りする。

（勿為陛与石、以懸陛上下出入。）（『墨子』「備穴」）

これら『墨子』の三つの記録から「陛」は階段のことであることがわかる。次に、「陛」が君主の「朝」空間に関わっていたことは、

『楚辞』と『慎子』から明らかである。

傑たよりを挙げ、陛へいに圧す。

(挙傑きよ圧陛へい)<sup>16</sup> (『楚辞』「大招」)

朝陛ていに於て万鐘の禄を辞いなべる。

(能辞い万鐘之禄於朝陛てい)<sup>16</sup> (『慎子』「逸文」)

また、『戦国策』「燕太子丹質於秦亡帰」<sup>17</sup>には空間を示す「陛下」の記録がある。

秦王は之を聞き大いに喜び、乃ち朝服して九賓を設け、燕の使者を咸陽宮に見る。荆軻は樊於期の頭の函を奉ず。秦武陽は地函の匣を奉ず。次を以て進み陛へい下げに至るや、秦武陽色変じ、振恐す。群臣之を怪しむ。

(秦王聞之、大喜。乃朝服、設九賓、見燕使者咸陽宮。荆軻奉樊於期頭函、而秦武陽奉地函匣、以次進至陛へい下げ、秦武陽色変振恐、群臣怪之。)

これは荆軻が秦王を刺殺するまえ、燕国の地図などを持ち、「陛下」の下に至って秦王に報告する記録である。

このほかにも、『呂氏春秋』「制楽」<sup>18</sup>にも空間をしめす「陛下」

がある。次に示すのは、官吏が「陛下」の下で君主に天象を報告した記録である。

宋景公<sup>19</sup>の時、熒惑<sup>20</sup>が心<sup>21</sup>にあり、公は惧れ、子韋を召して問ふ……公曰く、「子何をもって之を知るか。」対して曰く、「三善言あれば、必ず三賞あるべし。熒惑は舍を三回移し、舍は七星に従い行く。星が一回移るのは一年に当たり、三七二一、臣は故に君延年二十一歳なりと曰いした。臣請ふ、陛へい下げにおいて伏し以て之を伺候す。熒惑移られずに、臣死ぬと請ふ。」公曰く、「可。」

(宋景公之時、熒惑在心、公惧、召子韋而問焉……公曰「子何以知之？」対曰「有三善言、必有三賞。熒惑有三徙舍、舍行七星、星一徙当一年、三七二一、臣故曰君延年二十一歳矣。臣請伏於陛へい下げ以伺候之。熒惑不徙、臣請死。」公曰「可。」)

これらの記録から、「陛下」は先秦時代には空間を示していたことがわかる。

## 2 秦王の尊称としての「陛下」

ところで、先秦時代には呼称である「陛下」はあつたのであろうか。

「陛下」を呼称とする初見は、秦の孝文王に関する記録である。

『戦国策』「濮陽人呂不韋賈於邯鄲」<sup>(2)</sup>には秦の公子子楚（原名異人、後の秦の莊襄王で始皇帝の父）が自分の父、当時の秦王（秦の孝文王）を称した記録がある。

異人至る。不韋、楚服して見えしむ。王后、其の状を悦び、其の知を高しとして、曰く、「吾は楚人なり。」而して自ら之を子とす。乃ち其の名を変じて楚と曰う。王、子をして誦せしむ（經書を暗誦させる）。子曰く、「少きより棄捐せられて外に在り、嘗て師傅の教学する所無く、誦に習わず。」王之を罷め、乃ち留止す。間に曰く、「**陛下**嘗て車を趙に軻めり。趙の豪桀、名を知らるるを得たりし者少からず。今、大王国に返る。皆西面して大王を望めるに、一介の使の以て之を存（辛い問う）する無し。臣、其の皆怨心有りて、辺境をして早く閉じ晚く開かしめんことを（警戒を嚴にさせること）恐る。」王以て然りと為し、其の計を奇とす。王后、之を立てんことを勧む。王、乃ち相を召し、之に令して曰く、「寡人の子、楚に若くは莫し。」立てて太子と為す。

（異人至、不韋使楚服而見。王后悦其状、高其知、曰「吾楚人也。」而自子之、乃変其名曰楚。王使子誦、子曰「少棄捐在外、嘗無師傅所教学、不習於誦。」王罷之、乃留止。問曰「**陛下**嘗軻車於趙矣、趙之豪桀、得知名者不少。今大王反国、皆西面而望。大王無一介之使以存之、臣恐其皆有怨心、使辺境早閉晚開。」

王以為然、奇其計。王后勸立之。王乃召相、令之曰「寡人子莫若楚。」立以為太子。）

ここから、呼称としての「陛下」は少なくとも戦国時代の後期において、国の君主を尊称するようになったことがわかる。

そして、秦の始皇帝の祖父（秦の孝文王、前二五〇年在位）はすでに「陛下」と称されたため、「陛下」は始皇帝が天下を統一するまえから、すでに秦王の呼称の一つとして使われていた。そのため、秦王であった始皇帝も「陛下」と称された。

『韓非子』「存韓」には、秦王政（政は始皇帝の名前）が「陛下」と称されたいくつかの記録がある。

均に貴臣の計の如くんば、則ち秦は必ず天下の兵質と為らん。  
**陛下**、金石を以て相い弊すと雖も、則ち天下を兼ねるの日は未だしらん。

（均如貴臣之計、則秦必為天下兵質矣。**陛下**雖以金石相弊、則兼天下之日未也。）

臣ひそかに願わくは、**陛下**に幸いにこれを熟図せられんことを。  
（臣窃願陛下之幸熟図之。）

この二つの記録にある「陛下」は韓非が秦王政を称した呼称であ

る。

非の来たるや、未だ必ずしも其を以て韓を存して、重きを韓に示さんとせずんばあらざるなり。弁説属辞、非を飾り謀を詐り、以て利を秦に釣り二面して韓の利を以て陛下を窺う。夫れ秦・韓の交親しければ、則ち非は重んぜらる。此れ自便（利）の計なり。

（非之来也、未必不以其能存韓也、為重於韓也。辯説属辞、飾非詐謀、以釣利於秦、而以韓利窺陛下。夫秦、韓之交親、則非重矣、此自便之計也。）

臣恐る、陛下非の辯に淫（惑）いて其の盗心に聴き、因りて事情を詳察せざらんことを。

（臣恐陛下淫非之辯而聽其盗心、因不詳察事情。）

願わくは陛下、幸いに愚臣の計を察して、忽せにすること無かれ。

（願陛下幸察愚臣之計、無忽。）

右の三つの記録にある「陛下」は秦の大臣である李斯が秦王政を称した呼称である。また、『諫逐客書』にある「陛下」はすべて秦王政を指している。例えば、

今、陛下は昆山の玉を招き、隨侯の珠・和氏の璧の宝を有し、名月の珠を垂らし、太阿の劍を身につけ、織離の馬に乗り、翠鳳の旗を建て、靈鼉の大鼓を樹てる。この数々の宝は、秦では一つも生ぜず、而して、陛下がこれらを悦ぶのはなぜか。必ず秦国の生ずるところが然る後によいならば、則ち夜光の璧は朝廷を飾らず、犀の角・象牙の器はもてはやされる品に為らず、鄭・衛の女は後宮に充たされず、しかるに、すぐれて良い馬、速く走る馬は外の厩にみたされず、江南の金、錫は用いられるに為らず、西蜀の赤と青の顔料は彩られるに為らず。

（今陛下致昆山之玉、有隨・和之宝、垂明月之珠、服太阿之劍、乘織離之馬、建翠鳳之旗、樹靈鼉之鼓。此数宝者、秦不生一焉、而陛下説之、何也？必秦国之所生然後可、則是夜光之璧不飾朝廷、犀象之器不為玩好、鄭・衛之女不充後宮、而駿良駃騠不實外厩、江南金錫不為用、西蜀丹青不為采。）

また、「陛下」という呼称は秦国の大臣が他国へ使者として遣わされたとき、対象国の君主を称するとき用いた。同じ『韓非子』「存韓」には秦国の大臣李斯が韓国で韓王を拝見したとき、韓王を「陛下」と称した。

今、趙は士卒を聚め、秦を以て事と為さんと欲し、人をして来

たりて道を借り、秦を伐たんと欲すと言わしむ。其の勢は必ず韓を先きにして秦を後にせん。且つ臣はこれを聞く、「唇なければ則ち齒寒し」と。夫れ秦と韓は、憂いを同じくすること無きを得ず、其の形見るべし。魏は兵を発して以て韓を攻めんと欲し、秦は人をして使者を韓に將らしむ。今、秦子で臣斯をして来たらしむるに、**而も見ゆるを得ず**。恐らくは左右の姦臣の計を襲ぎ、韓をして復た地を亡うの患い有らしめん。臣斯、見ゆるを得ざれば、請う歸りて報むる。秦・韓の交は必ず絶えん。斯の来たり使いは、以て秦王の歡心を奉じて、便計を効せんことを願うなり。豈に**陛下**の賤臣に逆うる所以の者ならんや。臣斯、願わくは一たび見ゆるを得て、前に進みては愚計を道り、退きては雍戮に就かん。願わくは**陛下**焉れを意する有らんことを。今、臣を韓に殺されるも、則ち大王以て強くするに足らず、若し臣の計を聴かざれば、則ち禍必ず構ばれん。秦、兵を発して行を留めず、而して韓の社稷に憂いあらん。臣斯、身を韓の市に曝されれば、則ち賤臣の愚忠の計を察せんと欲すと雖も、得べからず。辺鄙残われ、国固守し、鼓鐸の声耳に聞こえて、而して乃ち臣斯の計を用いんとするも晩し。

(今趙欲聚兵士卒、以秦為事、使人來借道、言欲伐秦、其勢必先韓而後秦。且臣聞之「唇亡則齒寒。」夫秦・韓不得無同憂、其形可見。魏欲發兵以攻韓、秦使人將使者於韓。今秦王使臣斯來而不得見、恐左右襲暴姦臣之計、使韓復有亡地之患。臣斯不

得見、請歸報、秦・韓之交必絶矣。斯之來使、以奉秦王之歡心、願效便計、豈陛下所以逆賤臣者邪？臣斯願得一見、前進道愚計、退就殄戮、願陛下有意焉。今殺臣於韓、則大王不足以強、若不聽臣之計、則禍必構矣。秦發兵不留行、而韓之社稷憂矣。臣斯暴身於韓之市、則雖欲察賤臣愚忠之計、不可得已。辺鄙殘、国固守、鼓鐸之聲於耳、而乃用臣斯之計晩矣。)

先秦時代には、「陛下」は秦王のみの呼称であることがわかった。秦国以外の国の人々は自国の君主を「陛下」と称する記録は現段階において、未だ見られなかった。前述の『韓非子』「存韓」にある李斯が韓国で韓王を拜見したとき、韓王を「陛下」と称した記録は、秦王以外の君主を「陛下」と称した唯一の記録である。これは李斯が秦国の使者として、秦王の呼び方に従って、韓王を称したのである。

以上から、「陛下」は戦国秦で尊称として使われたと断言できる。すなわち、「陛下」という尊称は統一秦で新しく規定されたものではない。戦国秦より継承したものであり、定着した呼称である。そのため、統一した後の新制度をつくった秦の始皇帝に関する記録<sup>24</sup>には、「陛下」を新しく皇帝の尊称とする記録はないと考えられる。

先秦時代には、「陛下」は空間の意味と君主の意味を同時に持っていた。しかし、統一した後の秦漢時代に入り、皇帝制の成立にし



たがって空間の意味を回避した。

## 二 空間の意味を回避した秦漢「陛下」

先秦時代の「陛下」は空間場所と君主の呼称を示していたが、秦漢時代に入ってから、「陛下」は人を尊称するようになった。尊称する対象の中心は皇帝である。(表を参照)

『独断』にある「陛下」の説明(漢天子の正号は『皇帝』と曰う……臣民は之を「陛下」と称す)<sup>(25)</sup>にあるように、「陛下」は漢代皇帝の別称(別号)である。それは皇帝を称するとき、「臣民」の用いる呼び方であるので、間違いなく尊称である。

このように、秦漢時代の「陛下」は尊称としてしか使われなかった。すなわち、「陛下」は皇帝の別称になったため、空間を示す意義は意識的に回避された。

注目したいのは、前漢の司馬遷『史記』にある記載である。『戦国策』と『史記』にある「荆軻刺秦」の記録を比較してみよう。

まず、『戦国策』である。

秦王は之を聞き大いに喜び、乃ち朝服して九賓を設け、燕の使者を咸陽宮に見る。荆軻は樊於期の頭の函を奉ず。秦武陽は地  
図の匣を奉ず。次を以て進み陛下に至るや、秦武陽色変じ、振  
恐す。群臣之を怪しむ。

(秦王聞之、大喜。乃朝服、設九賓、見燕使者咸陽宮。荆軻奉  
樊於期頭函、而秦武陽奉地圖匣、以次進至陛下、秦武陽色変振  
恐、群臣怪之。)(『戦国策』「燕太子丹質於秦亡帰」)<sup>(26)</sup>

次は、『史記』である。

秦王は之を聞き大いに喜び、乃ち朝服して九賓を設け、燕の使者を咸陽宮に見る。荆軻は樊於期の頭の函を奉ず。秦舞陽は地  
図の柙を奉ず。次を以て進む。陛下に至るや、秦舞陽色変じ、振  
恐す。群臣之を怪しむ。

(秦王聞之、大喜、乃朝服、設九賓、見燕使者咸陽宮。荆軻奉  
樊於期頭函、而秦舞陽奉地圖柙、以次進。至陛下、秦舞陽色変振  
恐、群臣怪之。)(『史記』「刺客列伝」)

この二つの内容を比較すると、『史記』は『戦国策』の記録を引用したことがわかる。内容は同じであるが、司馬遷は意識的に空間場所を示す「陛下」を「陛」に書き直した。なぜ「意識的に」と断言できるのかと言えば、じつは『史記』にある「陛下」(約二七〇条)は全て呼称を示しているからである。そして、「陛下」の引用記録もあるが、それは呼称を示しているため、そのまま残された。  
例えば、前述で言及した『諫逐客書』には、

今、**陛下**は昆山の玉を招き、隨侯の珠・和氏の璧の宝を有し、名月の珠を垂らし、太阿の劍を身につけ、織離の馬に乗り、翠鳳の旗を建て、靈鼉の太鼓を樹てる。この数々の宝とは、秦では一つも生ぜず、而して、**陛下**がこれらを悦ぶのはなぜか。

(今**陛下**致昆山之玉、有隨和之宝、垂明月之珠、服太阿之劍、乘織離之馬、建翠鳳之旗、樹靈鼉之鼓。此数宝者、秦不生一焉、而**陛下**下説之、何也。)

とある。

『史記』「李斯列伝」にも、

今、**陛下**は昆山の玉を招き、隨侯の珠・和氏の璧の宝を有し、名月の珠を垂らし、太阿の劍を身につけ、織離の馬に乗り、翠鳳の旗を建て、靈鼉の太鼓を樹てる。この数々の宝とは、秦では一つも生ぜず、而して、**陛下**がこれらを悦ぶのはなぜか。

(今**陛下**致昆山之玉、有隨和之宝、垂明月之珠、服太阿之劍、乘織離之馬、建翠鳳之旗、樹靈鼉之鼓。此数宝者、秦不生一焉、而**陛下**下説之、何也。)

とある。

このように書き直した理由は、時代の変化に関わっていたと考えられる。司馬遷の時代(前漢中期)には「**陛下**」が専用呼称になっ

たので、空間を示さないことを強調し、混ざり合わないために書き直したのである。前漢中期(ほぼ漢の武帝の時期)は、皇帝制が段階的に完備されつつある時で、皇帝の身分を強調するため、関係呼称も専用化・固定化されていた。つまり、先秦時代の「**陛下**」は、空間と呼称の両方の意味があったが、秦漢時代になると、両方の意味を同時に持つのは適当ではなくなった。「**陛下**」の「下」を削除した司馬遷の行為は「**陛下**」の空間の意味を除き、呼称の意味を強調したのである。

そして、『史記』(約二七〇条)、『漢書』(約六四〇条)、『前漢紀』(約二〇〇条)、『東觀漢記』(約三〇条)、『後漢書』(約三九五条)にある「**陛下**」は一か所を除きすべて呼称として記録された。その呼称でない一か所は『後漢書』「劉玄劉盆子列伝」にある記録である。

乃ち札を書き、符と為して「上將軍」と曰い、又兩つの空き札を以て笥の中に置き、ついに鄭北に壇場を設け、城陽景王を祠る。諸三老、從事皆**陛下**に大いに会い、列盆子等三人は中に居り、立ち、年次を以て札を探る。

(乃書札為符曰「上將軍」、又以兩空札置笥中、遂於鄭北設壇場、祠城陽景王。諸三老、從事皆**陛下**、列盆子等三人居中、立、以年次探札。)

この記録にある「**陛下**」は確かに「空間」を示している。しかし、

『後漢書』のこの記録は『東觀漢記』「載記・劉盆子」を引用して書き直したものである。『東觀漢記』「載記・劉盆子」には、次に示すように「陛下」の記録はない。

赤眉宗室を立てん、木札を以て符を書いて「上將軍」と曰い、兩つたの空き札とを以て筒の中に置き、三老、從事大いに集會し、劉盆子等三人は中に立たせて、一人符を奉し、年次を以て之を探る。盆子最幼き、將軍を探り得て、三老等皆臣を称す。

（赤眉欲立宗室、以木札書符曰「上將軍」、与兩空札置筒中、大集會三老、從事、令劉盆子等三人居中央、一人奉符、以年次探之。盆子最幼、探得將軍、三老等皆称臣。）

これは後漢のことを記録した資料なので、信憑性からいって、『東觀漢記』のほうが高い。『後漢書』「劉玄劉盆子列伝」にある「陛下」は范曄が『東觀漢記』を書き直したとき、意識的に付け加えたのではあるまいか。秦漢時代の「陛下」は空間意味を回避したのは確かであり、そして皇帝を尊称するのも間違いはない。

ところで、秦漢時代の「陛下」は皇帝専用の尊称であろうか。

### 三 「陛下」と称された「朝に臨む」皇太后

始皇帝が統一した後の秦漢時代には、皇帝を「陛下」と称したの

は確かである。しかし、「陛下」は皇帝専用の尊称とはいえない。それは出土文字により、皇太后が「陛下」と称されているからである。既述したように、二〇一一年に発見された海昏侯劉賀の墓では、皇太后を「陛下」と称する木牘が発掘された。劉賀は前漢の第九代皇帝であり、漢の武帝の孫である。霍光<sup>27</sup>に擁立されて即位したが、在位二十七日にして廃されたため、漢廢帝とも言われる。その劉賀の墓から、多数の木簡・木牘が発掘された<sup>28</sup>。その木牘のなかに、図2に示すように、「太后陛下」という文字が記載してある。

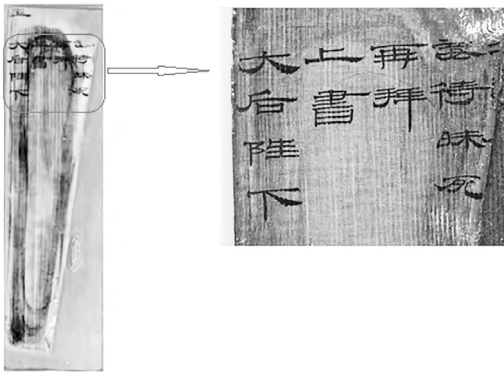


図2 皇太后への奏書副本（木牘）

出所：奏牘全体〈王意楽・徐長青共著「海昏侯劉賀墓出土の奏牘」(『南方文物』、2017年第1期)による。〉拡大部分〈江西省文物考古研究所・首都博物館共編『五色炫曜：南昌漢代海昏侯国考古成果』(江西人民出版社、2016年)193頁による。〉

奏牘の長さは23cm、幅は6.6cm、厚さは0.7cmである。〈王意楽・徐長青共著「海昏侯劉賀墓出土の奏牘」(『南方文物』、2017年第1期)を参照)

図2には「昧死 再拜 上書 太后陛下」とある。「太后」の「大」は「太」と通用するので、明らかに太后「陛下」を指している。この太后は孝昭上官皇后（前八九年～前三七年）である。前七四年に漢の昭帝がなくなった。昭帝には男子がいなかったため、武帝の孫の一人である劉賀を息子にして、即位させた。劉賀が皇帝になったのち、上官皇后は皇太后になった。二十七日後、劉賀は廢帝になった。劉賀を即位させる命令も、廢する命令も皇太后より發布された。これは皇太后が皇帝の代理人となった証拠であろう。

『漢書』「霍光金日磾伝」にも「臣叩昧死皇太后陛下に言す『臣敵等頓首死罪……』（臣叩昧死言皇太后陛下『臣敵等頓首死罪……』）」とある。ここには「皇太后陛下」と明白に記載されている。

この記録は当時の丞相、大司馬大將軍など<sup>29</sup>が、皇太后に差し上げた劉賀を廢する奏書である。ここから、「皇太后陛下」と称される上官皇后は「朝に臨む」皇太后であることがわかる。

そのほかにも、「朝に臨む」皇太后を「陛下」と称する記録がある。例えば、後漢和帝の皇后であり、「朝に臨み、制を称す（臨朝称制）」十六年の鄧太后に関する記録である。

永初元年……鸞らは……自ら……陛下……援立皇統、奉承太宗……と上疏し曰う。太后は……すなわち許（可）する。

（永初元年……鸞等……上疏自陳曰「……陛下……援立皇統、奉承太宗……」太后……乃許之。）（『後漢書』「鄧寇列伝」）

これは太后を「陛下」と称する記録である。また、同じ鄧太后について、次の記録がある。

永初中、太后兄大將軍鄧鸞は母の憂を以て……「伏して惟うに、皇太后陛下……自ら采（用）に足りらずのを知り、以て虫蠶の赤心を示す」と上疏し曰う。太后（それ）に従って許（可）する。

（永初中、太后兄大將軍鄧鸞以母憂……上疏曰「伏惟皇太后陛下……自知言不足采、以示虫蠶之赤心。」太后從而許之。）（『後漢書』「列女伝」）

ここから、「朝に臨む」皇太后<sup>30</sup>は間違いなく皇帝以外に「陛下」と称される人物であることがわかる。（他の太后が「陛下」と称される記録は表を参照）それは「陛下」と称される「朝に臨み、制を称す」皇太后は皇帝と同様の朝政地位を持っていたからであろう。

漢代、「万歳の子は未だ国を持たず、権柄の重は女主によって制す（万歳之子未能持国、権柄之重制於女主）」<sup>31</sup>という時期があったため、皇太后は皇帝の政務代理人になった。『後漢書』と『東漢会要』の記録から政務代理人になった皇太后は「朝に臨み、制を称」していたことがわかる。

東京皇統しばしば絶えず、権は女主に帰り、外で立たれたもの

は四帝<sup>32)</sup>、朝に臨むものは六后<sup>33)</sup>。

(東京皇統屢絶、権帰女主、外立者四帝、臨朝者六后。)<sup>34)</sup>〔後漢書〕「皇后紀」

また、

少帝即位、太后即ち代りに政を摂し、前殿に臨み、群臣を朝し、太后東に面き、少帝西に面く。群臣奏事上書、皆両通と為し、一つ少帝に詣でる。蔡邕『独断』<sup>35)</sup>按じ、此れ即ち母后臨朝の制なり。

(少帝即位、太后即代摂政、臨前殿、朝群臣。太后東面、少帝西面。群臣奏事上書、皆為両通、一詣少帝。蔡邕『独断』按此即母后臨朝之制。)<sup>36)</sup>〔東漢会要〕「帝系上・母后称制」

〔前殿に臨む、群臣を朝す(臨前殿、朝群臣)〕のは皇太后が朝における地位を表している。この時の皇太后は皇帝の代理人になり、皇帝と同じ「天下の制に臨む(臨制天下)」<sup>36)</sup>のである。「天下の制に臨む」のは秦漢時代にたてられた皇帝制の特徴の一つである。次に、「制に臨む」記録を四つ挙げてみる。

趙高は二世を説(得)し「先帝は久く天下の制に臨み、故に群臣には非を為す(こと)と邪説を進ずる(こと)ができず

……」と曰う。

(趙高説二世曰「先帝臨制天下久、故群臣不敢為非、進邪説……」)〔史記〕「秦始皇本紀」

当今陛下は天下の制に臨み、海内を一斉する。

(当今陛下臨制天下、一斉海内。)(〔史記〕「淮南衡山列伝」と「蒯伍江息夫伝」にある。)

故に人主は臣下の制に臨んでその衆を治めるのを知り、則ち群臣が畏服なり。

(故人主知所以臨制臣下而治其衆、則群臣畏服矣。)(〔史記〕「爰盎錯傳」)

当今陛下は制に臨む。海内を一にし、天下を斉する。

(当今陛下臨制。海内一。斉天下。)(〔前漢紀〕「孝武皇帝紀三」)

これらのなかで、「制に臨む」のはすべて皇帝である。しかし、『後漢書』「皇后紀下」には、皇太后になった上官皇后が「制に臨む」記録がある。

論に曰わく、漢世、皇后は諡無く、皆な帝の諡に因って以て称と為す。呂氏の政を専らにし、上官の制に臨むと雖も、亦た殊

号無し。

（論曰、漢世皇后無諡、皆因帝諡以為称。雖呂氏專政、上官臨制、亦無殊号。）

この記録から、皇太后になった上官皇后は「制に臨む」ので、上官皇后の地位は他の「制に臨」まなかった皇太后とは少し異なっていたことがわかる。また、「先帝臨制」、「陛下臨制」、「人主臨制」、「上官臨制」の記録により、「制に臨む」皇太后が「陛下」と称されるのは、皇帝「陛下」と同様の朝政地位を持っていたからであろう。

おわりに

階段を示す「陞」に基づいて、空間場所を示す「陛下」はつくられた。そして、「陛下に在る者（在陛下者）」を「陛下」と称して、「天子」を指した。

先秦時代には、「陛下」は人と空間を同時に表した。この時期の「陛下」は誰でも使える呼称ではなく、秦国の君主を称する呼称であった。戦国秦のこの呼称は統一秦に継承された。すなわち、天子を称する「陛下」は統一秦によって皇帝制の構築と同時に新しくつくられたものではなかった。

次に、秦漢時代に入り、「陛下」は皇帝を尊称する呼称になったが、皇帝専用の呼称ではなく、「朝に臨む」皇太后も「陛下」と称された。

同じ時代に「陛下」が二人いた状況もあったのである。

すなわち、「陞」より発展してきた「陛下」は空間地点をさす言葉であった。統一秦以前には空間場所も指し、既に君主も指し始めていた。後には皇帝の呼称となった。そして皇太后が「朝に臨」んでいた場合には、皇太后をも指した。このように先秦・秦漢時代を通して「陛下」の意味が変わった。この空間概念から人物の呼称への転化・発展の過程は「陛下」の沿革である。これが「陛下」の歴史的な変化である。

最後に、「陛下」の変化と同時に、その中にある一つの「不変」、つまり、変わらなかった所にも着目する必要がある。その「不変」は、「前殿に臨み、群臣を朝す（臨前殿、朝群臣）」（『独断』巻上）と深くかわっている。呼称としての「陛下」は「朝」という特定の空間でつくられた。「陛下」の「陞」はまさに「朝陞」<sup>37</sup>を示す。秦王であっても、皇帝であっても、皇太后であっても、全て「朝」という国家朝政の施行空間のなかで、「陛下」と称されはじめた。これが「陛下」のもつ「不変」である。

表 (秦漢時代の皇帝・太后が「陛下」と称される記録)

皇帝	記 録	出 典
秦の始皇帝	今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下。	『史記』「秦始皇本紀」
秦の二世皇帝	今陛下富於春秋、初即位、奈何与公卿廷決事？	『史記』「秦始皇本紀」
漢の高帝	陛下慢而侮人、項羽仁而愛人。	『史記』「高祖本紀」
漢の恵帝	陛下自察聖武孰与高帝？	『史記』「曹相国世家」
少帝 (呂太后)	(恵帝崩、太子立為皇帝、年幼、太后臨朝称制……丞相臣平言「(皇太后)陛下加恵、以功次定朝位……」)	(『漢書』「高后紀」)
漢の文帝	陛下加大恵、徳甚盛、非臣等所及也。	『史記』「孝文本紀」
漢の景帝	彼背其主降陛下、陛下侯之、則何以責人臣不守節者乎？	『史記』「絳侯周勃世家」
漢の武帝	今陛下親祀后土。	『史記』「孝文本紀」
漢の昭帝	願陛下以属老臣、勿以為憂。	『漢書』「趙充国辛慶忌伝」
廃帝劉賀 (昭帝上官皇后)	天久陰而不雨、臣下有謀上者、陛下欲何之？ (臣叩昧死言皇太后陛下「臣敵等頓首死罪」)	『漢書』「五行志下」 (『漢書』「霍光金日磾伝」)
漢の宣帝 (昭帝上官皇后)	陛下聖徳、充塞天地、光被四表。 (昧死 再拜 上書 太后陛下)	『漢書』「宣帝紀」 (海昏侯の墓にある奏書副本)
漢の元帝	臣恐後世必以陛下度越衆賢、私後宮親以為三公。	『漢書』「佞幸伝」
漢の成帝 (元帝王皇后)	陛下聖徳寛仁、敬承祖宗、奉順神祇、宜蒙福祐子孫千億之報。(成帝母王太后欲令傳太后・丁姬十日一至太子家、成帝曰「太子丞正統、當共養陛下、不得復顧私親。」)	『漢書』「哀帝紀」 (『漢書』「外戚伝下」)
漢の哀帝	孝成皇帝深惟宗廟之重、称述陛下至徳以承天序、聖策深遠、恩徳至厚。	『漢書』「元后伝」
漢の平帝 (元帝王皇后)	((元始二年)莽帥群臣奏言「陛下春秋尊……育皇帝、安宗廟也……」)	(『漢書』「王莽伝上」)
新の王莽	願陛下作大甲高車、賁育之衣、遣大将一人与虎賁百人迎之於道。	『漢書』「王莽伝下」
後漢の光武帝	陛下徳横天地、興復宗統、褒徳賞勲。	『後漢書』「光武帝紀下」
後漢の明帝	戴仰陛下、為天為父。	『後漢書』「皇后紀上」
後漢の章帝	陛下至孝烝烝、奉順聖徳。	『後漢書』「肅宗孝章帝紀」
後漢の和帝 (章帝竇皇后)	上令陛下有幸私之譏、下使賤妾獲不知足之謗。 (竇太后臨朝……單于上言「臣累世蒙恩、不可勝数……唯陛下裁哀省察！」)	『後漢書』「皇后紀上」 (『後漢書』「南匈奴列伝」)
後漢の安帝 (和帝鄧皇后)	援立陛下為天下主、永安漢室、綏靜四海。 (昭因上疏曰「伏惟皇太后陛下……自知言不足采、以示虫蠹之赤心。」)	『後漢書』「皇后紀上」 (『後漢書』「列女伝」)
後漢の順帝	陛下踐祚、奉遵鴻緒、為郊廟主。	『後漢書』「孝順孝冲孝質帝紀」
後漢の桓帝	即陛下可為堯舜之君、衆僚皆為稷契之臣、兆庶黎萌蒙被聖化矣。	『後漢書』「朱楽何列伝」
後漢の霊帝	宋皇后親与陛下共承宗廟。	『後漢書』「皇后紀下」

注：( ) は皇太后の記録である。  
皇太后の記録は皇帝の時期によって分けた。

\* 山口大学大学院東アジア研究科 アジア比較文化コース

(Asian Comparative Culture Course, The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

## 註

- (1) 江西省文物考古研究所、首都博物館編『五色炫曜 南昌漢代海昏侯国考古成果』(江西人民出版社、二〇一六年)。
- (2) 〈宋〉宋敏求編『唐大詔令集』(学林出版社、一九九二年、四六頁)を参照。
- (3) 『大唐開元礼』卷三(民族出版社、二〇〇〇年)三三二頁による。
- (4) 岡野誠「唐代の平闕式についての一考察(下)―敦煌写本『唐天宝職官表』の検討を通して―」(『法律論叢』第八九卷、第一号、二〇一六年七月)八(三六九)頁による。
- (5) 『説文解字』に「階は陞なり(階、陞也)」とある。
- (6) 『説文解字』に「陞は高く昇る階なり(陞、升高階也)」とある。
- (7) 『独断』に「陞は階なり。由りて堂に昇る所なり(陞、階也。所由升堂也)」とある。
- (8) 『玉篇』に「陞は天子階なり(陞、天子階也)」とある。
- (9) 陳翠珠『漢語人称代詞考論』(華中師範大学、二〇〇九年、博士論文)による。
- (10) 薛吉辰「礼儀中的『下』字称谓」(『秘書』、二〇〇四年第一期)。
- (11) 杜沢遜「『賈子新書』『天子卑号皆称陛下』校釈」(『中国典籍与文化』、二〇一三年十月)。
- (12) 一方、秦漢時代の皇帝制度、政治制度を論じる先行研究においても、秦漢時代の「陞下」問題を詳しく論じていない。例えば、李玉福『秦漢制度史論』(山東大学出版社、二〇〇二年)、秦海軒・盧路共著『中国皇帝制度』(山西古籍出版社、一九九九年)、周良宵『皇帝与皇權』(上海古籍出版社、一九九九年)。また、皇太后の「朝に臨む」問題を論じるとき、「陞下」に及ばないこともある。例えば、楊友庭『后妃外戚専政史』(厦門大学出版社、一九九四年)。
- (13) 『独断』卷上(明 新安程榮校版) 六頁による。
- (14) この三条の『墨子』の記録は『墨子』卷十四による。
- (15) この条は国のすぐれた人材が集まり、陞に立つ意味を表している。この「陞」は朝廷にある「陞」を示す。
- (16) 『慎子』にあるこの記録は明白に「朝陞」という空間構造を記した。
- (17) 『戦国策』燕策・燕三(上海古籍出版社、一九八五年) 一一三八頁による。
- (18) 『呂氏春秋』季夏紀・制楽による。
- (19) 春秋時代、宋国の君主、前五一六年〜前四六九年在位。
- (20) 熒惑、ここでは火星を指す。天空の中で軌道が動く惑星・彗星を熒惑と呼ぶ。兵乱を暗示。
- (21) 心、中国の星座、二十八宿の一。



- (22) 前掲書『戦国策』秦策・秦五（二七九～二八〇頁）による。
- (23) 良馬名。
- (24) 『史記』、『漢書』、『後漢書』を主とする関係史料。
- (25) 前掲書『独断』巻上、一頁による。
- (26) 前掲註（17）に同じ。
- (27) 当時の大司馬大將軍で、国の政治を一任されていた。
- (28) 江西省文物考古研究所、首都博物館編『五色炫曜 南昌漢代海昏侯国考古成果』（江西人民出版社、二〇一六年）。
- (29) 原文「丞相臣敞、大司馬大將軍臣光、車騎將軍臣安世、度遼將軍臣明友、前將軍臣增、後將軍臣充国、御史大夫臣誼、宜春侯臣譚、當塗侯臣聖、隨桃侯臣昌樂、杜侯臣屠耆堂、太僕臣延年、太常臣昌、大司農臣延年、宗正臣德、少府臣樂成、廷尉臣光、執金吾臣延寿、大鴻臚臣賢、左馮翊臣広明、右扶風臣德、長信少府臣嘉、典属国臣武、京輔都尉臣広漢、司隸校尉臣辟兵、諸吏文学光禄大夫臣遷、臣疇、臣吉、臣賜、臣管、臣勝、臣梁、臣長幸、臣夏侯勝、太中大夫臣德、臣印味、死言皇太后陛下『臣敞等頓首死罪。』」
- (30) 朱子彦「略論中国皇后制度」（『上海大学学报（社会科学版）』、一九九七年第四期）では、実権を握る太后は九位である指摘した。しかし、昭帝の上官皇后はその中にいない。また、文帝の竇皇后は朱子彦の考えでは、政務を行ったが、史料には「朝に臨む」の記録もなく、「陛下」と称される記録もない。

ここから、「陛下」と称されることは政務を行うこととは関係なく、「朝に臨む」と関わるといえようか。

- (31) 『漢書』巻八十二「王商史丹傅喜列伝」（中華書局、一九六四年）三九九七頁による。
- (32) 後漢の安帝・質帝・桓帝・靈帝を指す。（唐）李賢等は「謂安、質、桓、靈」と注をつけた。
- (33) 後漢の章帝竇皇后、和帝鄧皇后、安帝閻皇后、順帝梁皇后、桓帝竇皇后、靈帝何皇后を指す。（唐）李賢等は「章帝竇太后、和熹鄧太后、安思閻太后、順烈梁太后、桓思竇太后、靈思何太后也」と注を付けた。
- (34) 『後漢書』巻十「皇后紀上」（中華書局、一九六五年）四〇一頁による。
- (35) 『東漢会要』巻一「帝系上・母后称制」（上海古籍出版社、一九七八年）一三頁による。
- (36) 『史記』「秦始皇本紀」などにある。
- (37) 『慎子』「逸文」に「能辞万鐘之禄於朝陛、不能不拾一金於無人之地」とある。